

○田川地区清掃施設組合の執務時間を定める規則

平成4年4月1日

規則第1号

組合の執務時間は、田川地区清掃施設組合の休日を定める条例(平成元年条例第4号)で定める組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第6号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。